

■ 申請時点で、以下の要件をすべて満たしている必要があります。

✓ 欄	申請者の要件
	① 所有権を有する者である。
	② 市税を滞納していない。
	③ 暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者）ではない。

✓ 欄	診断の要件
	① 1年以上空き家である。
	<耐震診断を行う場合> ②-1 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての木造住宅又は併用住宅である。
	<耐震診断を行う場合> ②-2 丸太組工法又は改正前の建築基準法第38条の認定工法でない。
	<耐震診断を行う場合> ②-3 2階以下である。
	<劣化診断を行う場合> ②-4 一戸建ての木造住宅又は併用住宅である。
	③ 一般社団法人岡山建築士事務所協会に実施を委託する。（住宅性能評価は除く）

- ・診断前に申請が必要です。
- ・空家法第22条第2項に基づき勧告された特定空家等は補助対象外です。
- ・木造住宅の耐震改修については、別途補助制度があります。
- ・一般社団法人岡山建築士事務所協会が木造住宅耐震診断員を派遣し、耐震診断を実施します。
- ・診断の日時などについて、診断員から連絡がありますので、希望の日時を調整してください。

岡山市 建築指導課 空家対策推進室  
☎ 086-803-1410  
〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号  
akiya@city.okayama.jp



## 令和8年度 岡山市空家等適正管理支援事業 空き家診断補助金

空き家の活用を図るため、空き家の診断（耐震診断、建物状況調査）費用の一部を補助する制度です。

1年以上空き家

一戸建ての木造住宅  
(店舗等の用途を兼ねるものを含む)

耐震性能・構造体の安全性

雨漏り・水漏れ



申請受付期間 令和8年5月1日(金)から令和8年11月30日(月)まで

(令和9年2月12日(金)までに実績報告が必要です)

耐震診断

一般診断の場合は 8.0 万円(定額)  
(延べ床面積200㎡以下のもの)  
(200㎡を超えるものは、+8千円)

精密診断の場合は 8.8 万円(補助率2/3)

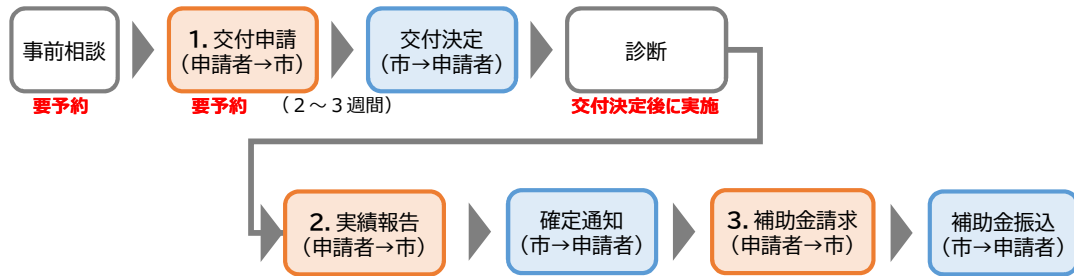
劣化診断 (インスペクション)

6.0 万円(定額)



- ・予算に達し次第受付を終了します。
- ・相談や提出は事前に予約をしてください。
- ・補助の要件や申請書類などは、市HPをご確認ください。
- ・虚偽の申請や不正があった場合は、補助金の返還をしていただくことがあります。

■ 申請の流れ



✓ 欄	1. 交付申請時に必要な書類
	① 補助金交付申請書 (様式第1号)
	② 住民票
	③-1 不動産登記事項証明書 (建物) 又は登記情報提供サービスによる登記情報
	<所有者が複数いる場合> ③-2 補助金の申請に係る同意書
	<建物登記がない場合> ③-3 遺産分割協議書など所有権が確認できるもの
	<所有者が法人である場合> ③-4 法人登記簿本
	④ 建築確認済証・検査済証など (建築の工事着手時期が推測できるもの)
	⑤ 市税の滞納無証明書
	⑥ 電気又は水道使用量の明細書など (1年以上空き家であることがわかるもの)
	<精密診断の場合> ⑦-1 事業計画書 (様式第2号)
	<精密診断の場合> ⑦-2 見積書及び見積内訳書の写し
	<交付決定後に提出が必要> ⑧ 債権者登録申請書

✓ 欄	2. 実績報告時に必要な書類
	① 補助金実績報告書 (様式第9号)
	<耐震診断の場合> ②-1 耐震診断等の報告書
	<耐震診断の場合> ②-2 耐震診断評価機関による評価書の写し (住宅性能評価による耐震診断等を除く)
	<耐震診断の場合> ②-3 領収書の写し
	<耐震診断 (精密診断) の場合> ②-4 事業実績明細書 (様式第10号)
	<劣化診断の場合> ③ 劣化診断の報告書

✓ 欄	3. 補助金請求時に必要な書類
	① 補助金請求書 (様式第8号)
	② 補助金確定通知書 (実績報告後に市が作成するもの) の写し

・必要に応じて、上記以外の書類の提出を求められる場合があります

■ 必要書類の取得について ※詳しくは、各機関へおたずねください

- ・住民票…各区役所 市民保険年金課、各支所、地域センター、市民サービスセンター、連絡所、市民サービスコーナーなど  
そのほか、マイナンバーカードをお持ちの方はコンビニエンスストアで取得可能です
- ・不動産登記事項証明書 (建物)…岡山地方支庁 (岡山市北区南方一丁目3番58号)  
オンラインでの請求や登記情報提供サービスの利用ができます
- ・市税の滞納無証明書…各区の市税事務所 マイナンバーカードをお持ちの方はオンライン申請ができます

(参考)住宅取得などの相談窓口

・住まいのダイヤル (公益社団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター) 【国土交通大臣指定の住まいの相談窓口】  
住宅の取得やリフォームに関してトラブルや不安を抱える消費者等から、技術的問題から法律的問題まで幅広い相談をお受けしています。

03-3556-5147 (10時~17時 土、日、祝休日、年末年始を除く)

